

豊玉高校支援会議会則

(目的)

第1条 本会は学校・家庭・地域が一体となって、長崎県立豊玉高等学校のよりよい教育の実現と発展のために活動を推進することを目的とする。

(設置)

第2条 校長は、地域代表、学校評議員代表、同窓会代表、保護者代表、学校代表からなる豊玉高校支援会議を置くものとする。

(役割)

第3条 本会は、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域住民、保護者、学校が双方向の信頼関係を深め、地域に信頼され、開かれた学校づくりを推進すること。
- (2) 目指す生徒像を共有し、学校が推進する教育活動をサポートして魅力ある学校づくりの推進を図ること。
- (3) 長崎県立豊玉高等学校の魅力を地域に発信し、理解と協力を得ること。

(会員)

第4条 本会委員は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域代表
 - 仁位地区代表
 - 峰地区代表
 - 仁位サポート会代表
 - 豊玉地区民生委員児童委員協議会代表
 - 行政代表
 - 地域有識者
- (2) 学校評議員代表
- (3) 同窓会代表
 - 豊玉高校同窓会長
 - 豊玉高校同窓会副会長
- (4) 保護者代表
 - PTA会長
 - PTA副会長（2名）
- (5) 学校代表
 - 校長 ○教頭 ○事務長 ○学務課長 ○支援課長

(選出及び委嘱)

第5条 本会委員は、第4条に該当する者を校長が指名し、委嘱する。

- 2 校長は、本人の申し出のほか、特別の事情があると認めるときは、本会委員を解職することができる。

(任期)

第6条 本会委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中で辞職により、新たに本会委員を委嘱する場合の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に会長及び副会長を置く。

2 会長は第4条の委員による互選とし、副会長は会長が指名する。

(報酬)

第8条 本会の報酬は無償とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 本会は委員の半数以上の出席を持って成立する。

3 本会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 本会は原則として各学期に1度開催する。

(運営及び協議内容)

第10条 校長は、学校の運営に関して次の号に掲げる事項について基本的な方針を作成し、報告しなければならない。

(1) 教育目標及び学校経営に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 進路に関すること。

(4) 施設設備等の整備に関すること。

第11条 本会は、その活動状況について、地域住民や保護者に対し積極的に情報の提供に努めるものとする。

第12条 本会における庶務を行う事務局は長崎県立豊玉高等学校に置くものとする。

(守秘義務)

第13条 会員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第15条 この会則の改廃は委員の過半数以上の議決による。

付則

本会則は、平成24年10月12日から施行する。